

# 第25期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年12月25日（木曜日）  
午前10時 受付開始 午前9時30分

## 開催場所

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号  
八丁堀トーセイビルⅢ 3階 当社会議室

## 議案

第1号議案 取締役3名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

株式会社揚羽

証券コード：9330

株主各位

証券コード 9330  
2025年12月10日

(電子提供措置の開始日 2025年12月3日)  
東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

株式会社揚羽

代表取締役社長 湊 剛 宏

## 第25期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ageha.tv>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・投資家の皆様へ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9330/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「揚羽」又は「コード」に当社証券コード「9330」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使ができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月24日（水曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

## [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

## [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

### 記

<b>① 日 時</b>	2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）	
<b>② 場 所</b>	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号 <b>八丁堀トーセイビルⅢ 3階 当社会議室</b> (会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)	
<b>③ 目的事項</b>	<b>報告事項</b>	第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
	<b>決議事項</b>	第1号議案 取締役3名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
<b>④ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li><li>(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li><li>(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li><li>(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</li></ol>	

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社が指定する前頁記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月24日（水曜日）  
午後7時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年12月24日（水曜日）  
午後7時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇〇 御中

XXXXX年 X月XX日

（切取線）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

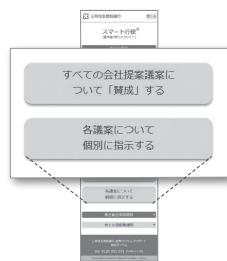
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
  
「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力  
  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください  
  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 取締役3名選任の件

取締役松浦泰介氏は2025年5月31日付にて辞任により退任いたしました。他の取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

みなと  
湊

たか  
剛

ひろ  
宏

再任

生年月日

1968年12月26日

所有する当社の株式数

810,000株

在任年数

24年

取締役会出席状況

15/15回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社

1999年5月 株式会社オフィスボウ入社

2001年8月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

#### 取締役候補者とした理由

湊剛宏氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年経営を担ってきており、当社経営における豊富な経験と実績を有しているため、今後も当社のガバナンス強化や業務執行に対する監督を適切に行い、持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断したためです。

---

候補者番号 2

ぬ かり や つとむ  
忽 滑 谷 勉

再任

生年月日

1971年11月14日

所有する当社の株式数

7,400株

在任年数

8年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
1994年 4月	株式会社クイック入社
2011年11月	当社入社
2015年 4月	制作部長就任
2017年12月	当社取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

忽滑谷勉氏を取締役候補者とした理由は、長年に亘り当社制作部門を指揮し取引先との関係強化に尽力し、その豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、今後もガバナンス強化や業務執行を行う適切な人材と判断したためです。

候補者番号 3

みず たに たけ ひこ  
水 谷 健 彦

再任

生年月日  
1973年1月31日

所有する当社の株式数  
2,000株

在任年数  
1年

取締役会出席状況  
12/12回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月	株式会社山野楽器入社
1997年 1月	株式会社ティハツ入社
1997年 5月	株式会社グランドベスト入社
1997年 8月	株式会社リクルート人材センター（現株式会社リクルート）入社
2001年 4月	株式会社リンクアンドモチベーション入社
2008年 3月	株式会社リンクアンドモチベーション取締役就任
2013年 5月	株式会社JAM設立 代表取締役就任（現任）
2015年 1月	株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース取締役就任
2017年 6月	株式会社PKSHA Technology社外取締役就任（現任）
2021年 2月	AnyMind Japan株式会社CHRO就任（現任）
2021年 6月	AnyMind Group株式会社Managing Director就任（現任）
2022年 3月	株式会社Sharing Innovations社外取締役就任（現任）
2024年12月	当社社外取締役就任（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社JAM 代表取締役  
株式会社PKSHA Technology 社外取締役  
AnyMind Japan株式会社 CHRO  
AnyMind Group株式会社 Managing Director  
株式会社Sharing Innovations 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水谷健彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に組織開発について専門的な観点から、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためです。同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 湯川宏氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ポルトが保有する株式数も含めて記載しております。同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
4. 水谷健彦氏は社外取締役候補者であります。
5. 水谷健彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、水谷健彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第

1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案

# 監査役1名選任の件

監査役松本高一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひど  
飛渡貴之

新任

生年月日

1977年8月31日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一

## 略歴、当社における地位

2001年 4月	株式会社藤商事（東証スタンダード上場）入社
2006年 2月	飛渡司法書士事務所入所
2013年12月	弁護士登録
2013年12月	あい湖法律事務所設立（現弁護士法人キャストグローバル）代表社員 弁護士（現任）
2015年10月	株式会社plus-U（現株式会社キャストグローバルデザイン）代表取締 役（現任）
2021年 5月	キャストグローバルプロパティ株式会社（現キャストグローバル信託 株式会社）取締役
2022年 6月	日本ふるさと創生株式会社 監査役

## 重要な兼職の状況

弁護士法人キャストグローバル 代表社員弁護士  
株式会社キャストグローバルデザイン 代表取締役

## 社外監査役候補者とした理由

飛渡貴之氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらをもとに当社の監査に反映していただくとともに、当社の経営全般への助言によりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しており、社外監査役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 飛渡貴之氏は、社外監査役候補者です。  
3. 飛渡貴之氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約

を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。飛渡貴之氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 飛渡貴之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に選任された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、ウクライナ情勢や中東地域の不安定化や米国の通商政策の動向に加え、資源価格の高騰や物価上昇の継続による消費者の節約志向の高まり等景気を下押しするリスクもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社は、「一社でも多くの企業のブランディングに伴走し、日本のビジネスシーンを熱く楽しくする！」というミッションを掲げ、昨今、企業において高まるコーポレートブランディングに関する課題解決のニーズに応えるべく、クライアント企業を分析し、独自性や強みを見出し、ブランディングにおける課題導出・戦略策定といったコンサルテーションから映像、WEBサイト、グラフィック（パンフレット等）といったクリエイティブツールの制作、ソリューション（課題解決等）までのサービスを一気通貫、そして循環させながら提供できる“伴走者”であることを強みとし、企業のブランディングを支援するサービスの提供に注力してまいりました。また、昨今は当社サービスに対する顧客満足を背景に、顧客企業の他部門における新たなニーズを引き出し、その課題解決のための提案活動により、同一顧客における深耕拡大に取り組むとともに、今後のリピート受注を拡大していくために新規受注社数の増加に取り組んでおります。

当事業年度における経営成績は、上期については既存案件の納期対応に注力したため、下期以降の新規案件獲得が一時的に伸び悩む状況となり、また今後の事業成長を見据え優秀な人材を採用しましたが、組織としての本格稼働に時間を要しました。このような状況を踏まえ、第4四半期においては、前倒しで人材獲得ができたことで採用費を抑制し、また受注納品に関しては短納期案件のクロージング強化を行いその成果はあった一方、翌期納品の大型案件の分納による一部前倒しに取り組むものの受注そのものが翌期にずれ込んだことにより、売上高は1,547,053千円（前期比0.9%減）となりました。売上原価は前事業年度と比較して原価率に大きな変動がないものの、売上高の減少に伴い739,029千円（前期比0.7%減）となり、売上総利益は808,023千円（前期比1.1%減）となりました。販売費及び一般管理費は、前述のとおり即戦力となる人材の採用を積極的に行ったことによる人件費及び採用費の増加や、当事業

年度に稼働した無形固定資産（社内基幹システム）の減価償却費及び新たに株主優待を実施した費用の増加により881,641千円（前期比8.2%増）となりました。これらの結果、営業損失は73,617千円（前期は1,959千円の営業利益）となりました。また、経常損失は76,033千円（前期は42,769千円の経常利益）となり、当期純損失は63,649千円（前期は27,841千円の当期純利益）となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりませんが、事業支援領域別の売上高は次のとおりです。

#### 事業支援領域別売上高

事 業 区 分	第 24 期 (2024年9月期) (前事業年度)		第 25 期 (2025年9月期) (当事業年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
コールセンター支援領域	1,027,404千円	65.8%	1,020,887千円	66.0%	△6,516千円	△0.6%
リクルーティング支援領域	533,593	34.2	526,165	34.0	△7,427	△1.4
合 計	1,560,997	100.0	1,547,053	100.0	△13,944	△0.9

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は31,205千円であり、その内容は社内ネットワーク工事費1,962千円、従業員が使用する業務用パソコン13台4,043千円並びにガバナンス強化及び工数削減によるコスト削減を目的とした社内基幹システムのリプレイス費用25,200千円です。社内基幹システムについては、2024年10月に稼働しております。当社はプランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

なお、当事業年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、財務体質の強化及び運転資金の確保のため、金融機関より長期借入金として150,000千円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年9月期)	第23期 (2023年9月期)	第24期 (2024年9月期)	第25期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	1,398,556	1,736,902	1,560,997	1,547,053
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	110,175	112,590	42,769	△76,033
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	79,545	74,905	27,841	△63,649
1株当たり当期純利 益又は1株当たり當 期純損失(△)(円)	79.55	74.10	19.63	△44.63
総資産(千円)	972,378	1,462,226	1,292,551	1,310,180
純資産(千円)	314,576	927,453	955,983	901,807
1株当たり純資産(円)	314.58	654.15	673.87	629.11

(注) 当社は、2023年6月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、引き続き企業理念の実践を目指して、お客様の課題解決を更に充実させていくとともに、中長期的な収益力・利益率の向上を図る観点から、営業活動においては選択と集中及び人員強化と組織再編成を推進し、制作活動においてはクリエイティブ向上と生産性向上の両立に努めてまいります。また、顧客ニーズが従来のマスマーケティング（注1）を中心としたプランディング手法から従来の手法に捉われない手法へと変化している現在の市場環境において、当社は顧客のニーズに合ったサービス提案をすることにより事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題に積極的に対処してまいります。

（注1）マスマーケティングとは、大量生産によるマスメディア（新聞・テレビ・雑誌・ラジオ）を中心とした大量販売・大量広告により、市場全体への価値提供を目指す戦略のことと意味します。

##### ①サービスポートフォリオの選択と集中

従来の成長戦略である重要顧客への営業強化と新規受注強化を継続しつつ、注力する支援領域の再設定を行っております。マーケットニーズが高まっているコーポレート支援領域の中でも、コーポレートコミュニケーション（注2）とプロダクト＆サービス・マーケティング（注3）を強化してまいります。

（注2）コーポレートコミュニケーションとは、戦略的なプランディング構築からクリエイティブ開発、各種メディアやデジタルを活用した広告プロモーションの支援のことを意味します。

（注3）プロダクト＆サービス・マーケティングとは、企業のサービスや製品などのマーケティング戦略の策定、実行から効果検証・運用改善に至るまでの支援のことを意味します。

##### ②営業人員強化と組織再編成に基づくクロスセルの推進

即戦力となる中途採用社員を中心としたプランディング・営業のプロフェッショナルで構成されるコーポレートプランディングチームを再編成し、顧客分析力に強みをもつインナーブランディングチームとのシナジーにより、社外向けの大型案件を実行可能とする体制を構築し、契約数の増加に一層注力してまいります。

##### ③クリエイティブ向上と顧客満足度向上、リピート増

当社は、コンサルティング、映像、WEBサイト、グラフィック、マスメディア、イベント、WEBマーケティングの各提供サービスにおいて、高まる顧客ニーズに応えるため、また

受注増に応じた制作品質の向上を目的に制作体制を強化してまいります。例えば、コーポレートコミュニケーション領域における映像制作においては、プロデュースやプランニングといった上流工程からサービスを提供することで内製化を進めてまいります。また大型イベント案件の増加に対し専門チームを設けることや、個別案件においてアートディレクターやテクニカルディレクターが外注ディレクションを行うことにより、より多くの案件を確実に納品できる体制を構築してまいります。これらの施策により、クオリティ向上、さらなる顧客満足度とリピート率の上昇、またサービス領域の拡大をそれぞれ推進してまいります。

#### ④人材育成体制強化による生産性向上と収益性向上

優秀な社員の定着は、新規顧客獲得数や売上高の増加、リピート率の上昇、売上原価率の低下等による業績向上及び利益率改善の大きな要因となっております。このため、体系的な教育・研修を引き続き強化していくとともに当社の創業以来のカルチャーである、業務の標準化・型化を、RPAやAI活用を含め社内のシステム導入・業務改善などを通じて推進し、また工数管理をより強化していくことで、生産性向上及び利益率改善に向けて積極的に活動を続けてまいります。

#### ⑤内部統制の強化

当社は、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び計算書類の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。

#### ⑥情報管理体制

当社は、個人情報等に係るすべての情報を事業運営上重要な資産と認識しております。その保護体制構築に向け、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社は、「一社でも多くの企業のブランディングに伴走し、日本のビジネスシーンを熱く樂しくする！」というミッションを掲げ、大手企業群（注）およそ累計1,000社を主なクライアントとして、人的資本経営に特化したブランディング支援サービスを提供しています。人材への投資による企業の生産性向上、企業の人材活用・人材戦略を支える人的資本経営の重要性が高まる中、当社はHR（人的資源による価値創造）を起点とした全方位型のブランディング支援が可能です。

（注）従業員数100名以上の企業



当社は「ブランディング事業」の単一セグメントであります。また、(1) コーポレート支援領域、(2) リクルーティング支援領域に区分しております。具体的なサービス内容は以下のとおりです。

		ブランディング			
		クリエイティブ制作	映像	Webサイト	グラフィック
ヒアリングによる徹底した課題抽出・分析、企画		コーポレートブランディング	映像	Webサイト	グラフィック
コーポレート	設計したブランドを広く世の中にPRするためのプロモーション設計やサービスブランドの開発を支援	Dreamer Dreamer	映像	Webサイト	グラフィック
	インナーブランディング	情の連鎖	映像	Webサイト	グラフィック
	企業の魅力を従業員向けに伝えることで、組織の課題解決や自社のブランド設計を支援	ともにつくる。つぎをつくす。	映像	Webサイト	グラフィック
サステナビリティブランディング		日本の海	映像	Webサイト	グラフィック
リクルーティング	企業のESGやSDGsへの取り組みについて、サステナビリティサイトや、映像、冊子などで主に投資家に伝える支援	日本全国のワクワクする未来へ	映像	Webサイト	グラフィック
	採用ブランディング	ヨコハマ市立図書館	映像	Webサイト	グラフィック
Web制作、映像制作等の総合的なクリエイティブの開発とコミュニケーション設計により採用ブランディングを支援		YOKOHAMA CITY LIBRARY	映像	Webサイト	グラフィック

### (1) コーポレート支援領域

当該領域は、コーポレートブランディング支援、インナーブランディング支援、サステナビリティブランディング支援から構成されています。

コーポレートブランディング支援は、ステークホルダーから支持を集め、ブランド力を上げるための支援活動です。企業のブランドアイデンティティ（強みや独自性）や商品・サービスの魅力を調査・分析し、ブランド力を上げるための活動（魅力が伝わるクリエイティブの制作、プロモーションの企画・広告運用、事業の実行など）を支援しております。

インナーブランディング支援は、企業理念や価値を定義し、自社の従業員に対して浸透と共感を促す支援活動です。今、社員がどのような心持ちで仕事に取り組んでいるかなどの客観的な調査を行い、データに基づいたインナーブランディングのプランニングを行っております。社員の調査から、不安や不満などを拾い上げ、自社の存在意義を言語化し、行動規範を見直し、クレドカード（理念や行動規範が記載されたカード）を作成し、会社のキックオフミーティングや納会などの発表会で、自社のミッションなどを映像などで伝え、コーポレートサイトのリニューアルなどを実施します。

サステナビリティブランディング支援は、SDGs経営・ESG経営・CSV（注）など、サステナ

ブルな社会を実現したいと考える企業に対しての支援活動です。具体的には、SDGs特設サイトの構築や、SDGsの取り組みの映像等、社内外への浸透施策を提供しております。

(注) CSV : Creating Shared Valueの略。自社の事業を通じて社会的価値や経済的価値を両立させること。

## (2) リクルーティング支援領域

当該領域は、採用コンセプト/メッセージの策定及び採用分野で使われる映像・WEBサイト・グラフィックなどのクリエイティブツールの制作などを行い、採用ターゲットに企業の魅力を伝え、採用に繋げるブランディング支援を提供しております。

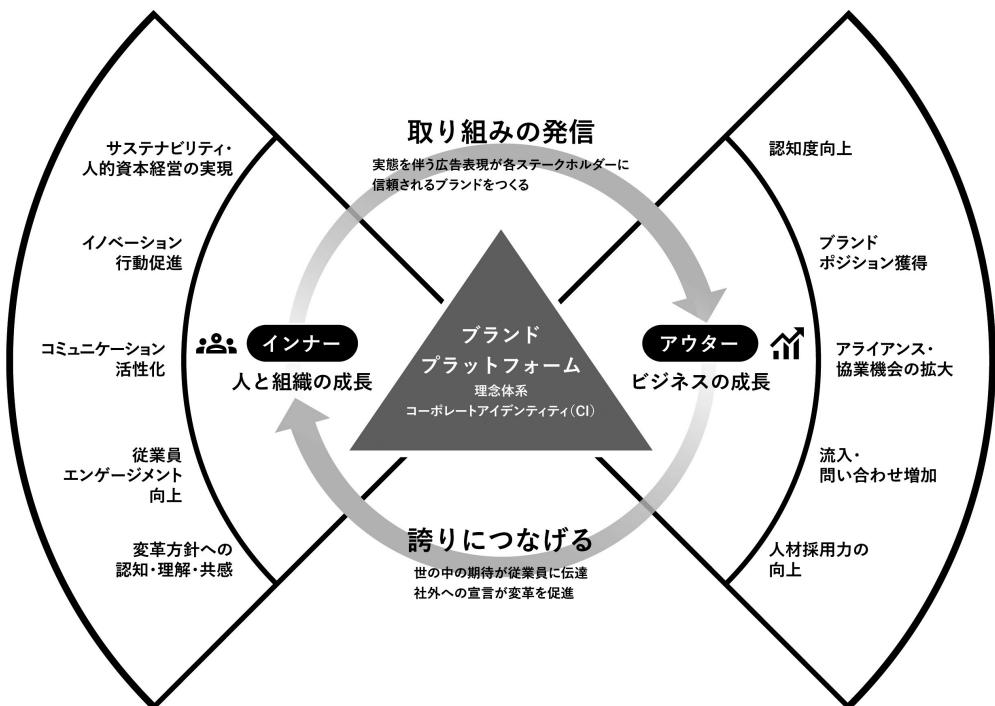
リクルーティング支援領域では、クライアントの採用部門における「優秀な学生・求職者を採用したい」という目的達成を支援しております。採用コンセプトを策定するために、「ビズミルサーベイ」(注)を活用し、学生から自社のブランドイメージを調査することによって、競合他社と比較した自社の強みや魅力を明確にします。そのコンセプトを軸に、採用活動に使用するWEBサイト・映像・グラフィック(パンフレット等)などのデザイン及び制作を行い、採用説明会への集客や、WEBサイトへの来訪者を増やすコミュニケーション戦略を提案します。

(注) 「ビズミル サーベイ」とは、企業のブランドイメージの全体像や実態を把握するための調査ツールであり、調査結果をいつでも、何度でも、わかり易く可視化した当社独自のサービス。具体的には自社と採用競合の両方に対する、ブランドイメージを調査し、競合と比較した自社の強み、弱みを把握することができます。調査対象者は、ターゲットとなる学生・求職者やクライアントの社員。調査項目は、企業の魅力分解フレームであるブランド5項目「業界」「個社」「仕事」「報酬/スキル」「人/社風」を更にそれぞれ5分類し、全25項目。調査及び結果提供は、インターネットのブラウザベースで行います。得られるアウトプットや成果及びその主な利用用途は、①魅力分解フレームに基づく調査②対象者・競合との差分分析③改善施策の検討・策定・提案であります。

### 〈当社の強み、ブランド（選ばれる必然性）〉

当社のブランディング事業は、組織の集合体である「HR（人的資源による価値創造）」に立脚しており、一貫したブランドコミュニケーションに必要なサービスを提供しております。

当社のブランディングの特徴を表した図として、当社が考案・開発した「バタフライモデル®」があります。バタフライモデル®とは、社内向け広報（インナーブランディング）と社外向けブランディング（アウターブランディング・採用ブランディング）とのコミュニケーションに一貫性を持たせるための考え方です。ブランドの骨格となる企業理念及びコーポレートアイデンティティを中心に①ブランドを体現し価値を創出する社員を増やしていくこと②そのプロセス自体を社外へと発信することによって対外的な評価・期待・信頼を獲得すること③その結果として社員が自社により誇りを持ってもらうこと この3つを同時に実現するブランディングの考え方方がバタフライモデル®であり、当社の「HR（人的資源による価値創造）」に立脚したサービスの特徴をよく表したものとなっています。



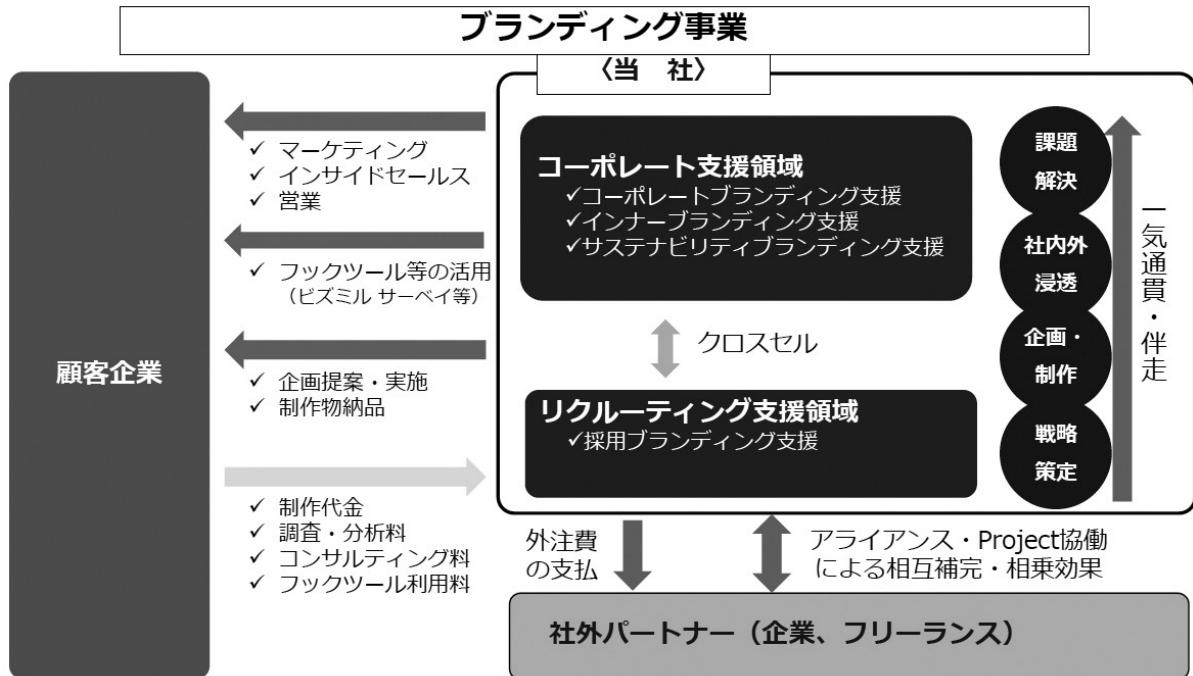
具体的には、例えばサステナブルな企業として向かうべき方向性を定めるために、必要となる企業の理念やパーソン・ミッション・ビジョン・バリュー・スローガン等の戦略策定から、それに必要とされるコミュニケーションサイト・映像やビジョンブック等のクリエイティブツール制作、研修、イベント、WEBマーケティング等を行います。

また、これらのサービスは、それぞれを単独で顧客に提供するだけでなく、複合的に提供しております。例えば、採用プランディングを提供した顧客に対し、採用した社員を定着させるためにエンゲージメント（企業への信頼や企業に対する貢献意欲）を高めるインナーブランディングを行い、また、その取組みを社外に発信するコーポレートプランディングへとつなげ、サステナブルな企業となるための社内外のあらゆるステークホルダーとコミュニケーションを築くなど、同一顧客内において様々な部門への横展開によるクロスセルを推進しています。



[事業系統図とポジショニング]

- ▶ 戰略策定から企画・制作、理念や強みの社内外浸透、課題解決という循環サービスを提供
- ▶ 顧客企業は一気通貫で支援を受けられることから、効率的・効果的なブランディングの実現が可能に



(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

当社（本社）：東京都中央区

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	81名	5名増	38.4歳	3.7年
女 性	60名	3名増	34.3歳	3.9年
合計又は平均	141名	8名増	36.7歳	3.8年

- (注) 1. 当社はブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。  
2. 従業員数には、正社員及び契約社員を含み、アルバイト社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	52,825千円
株式会社きらぼし銀行	25,002
株式会社りそな銀行	25,002
株式会社三井住友銀行	25,002
株式会社みずほ銀行	25,000
株式会社東日本銀行	24,960

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2025年6月27日付で、当社株式は名古屋証券取引所ネクスト市場へ上場いたしました。

なお、今回の上場に伴い、当社は現在上場している東京証券取引所グロース市場との重複上場となります。

## 2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,433,500株  
（うち自己株式45株を含む）  
(3) 株主数 2,540名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
湊 剛 宏	510,000株	35.58%
株式会社ポルト	300,000	20.93
株式会社SBI証券	31,863	2.22
A.I. フュージョンキャピタルグループ株式会社	28,100	1.96
山本 裕治	16,200	1.13
楽天証券株式会社	14,000	0.98
廣田 順子	13,300	0.93
株式会社サイブルッジ	13,100	0.91
伍 定強	12,900	0.90
藤 堂 修	11,000	0.77

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（45株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
3. 株式会社ポルトは、当社代表取締役社長である湊剛宏が株式を保有する資産管理会社です。

## （5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## （6）その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は14,800株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回 新株予約権
発行決議日		2019年7月29日
新株予約権の数		36個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき) 3,600株 100株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
権利行使期間		2021年7月30日から 2029年7月29日まで
行使の条件		(注) 1、2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 36個 3,600株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 -個 -株 -名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 -個 -株 -名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3)新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4)新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(注) 2. 第1回新株予約権の行使条件には、以下の特約条項を定めております。

- (1)2021年7月30日又は当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、権利行使することができるところ。
- (2)次の①から⑤までに掲げる期間ごとに、当該①から⑤までに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとすること。ただし、株式上場日が2024年7月30日以降である場合、2028年7月30日又は株式上場日のいずれか遅い日を開始日とし2029年7月29日を終了日とする期間において、当制約を受けず割当数のすべてにつき本新株予約権を行使することができるものとする。
  - ①権利行使開始日から権利行使開始日後1年を経過する日まで  
割当数の5分の1
  - ②権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで  
割当数の5分の2
  - ③権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで  
割当数の5分の3
  - ④権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで  
割当数の5分の4
  - ⑤権利行使開始日後4年を経過した日から2029年7月29日まで  
割当数のすべて
- (3)本新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	湊 剛 宏	
取 締 役	忽 滑 谷 勉	制作部、ブランドコンサルティング部、管理部管掌
取 締 役	水 谷 健 彦	株式会社JAM 代表取締役 株式会社PKSHA Technology 社外取締役 AnyMind Japan株式会社 CHRO AnyMind Group株式会社 Managing Director 株式会社Sharing Innovation 社外取締役
常 勤 監 査 役	前 田 義 明	
監 査 役	松 本 高 一	株式会社アンビグラム 代表取締役 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 株式会社アップア 代表取締役 株式会社リチカ 社外監査役 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役 株式会社ギミック 社外監査役 株式会社マイホーム 社外監査役 ADVATEC株式会社 社外取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員） 株式会社ショーケース 取締役 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長 ミライドア株式会社 取締役副社長 株式会社イーグランド 社外取締役
監 査 役	藤 本 冬 海 (戸籍上の氏名: 本 田 冬 海 )	藤本冬海公認会計士事務所 代表 株式会社W TOKYO 取締役CFO兼経営戦略統括局長

- (注) 1. 取締役水谷健彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役前田義明氏、監査役松本高一氏及び監査役藤本冬海氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役藤本冬海氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 2024年12月24日開催の第24期定期株主総会終結の時をもって、取締役大川成儀氏及び池田良介氏は、任期満了により退任し、監査役富岡大悟氏は辞任いたしました。  
 6. 取締役管理部管掌松浦泰介氏は、2025年5月31日をもって辞任いたしました。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## **(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の総額は、2023年6月2日開催の臨時株主総会にて年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であります。また、監査役の報酬等の総額は、2017年12月22日開催の定期株主総会にて年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名（うち社外監査役は0名）であります。当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。当社が定めた役員報酬規程及び「役員報酬に対する基本的な考え方」に従い、役員の報酬等の額は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に貢献するよう、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものにしております。また、役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額内で役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については、取締役会で報酬総額を決議した後、個別報酬は2022年12月23日開催の臨時取締役会にて代表取締役社長、社外取締役、社外監査役が出席する役員報酬決定協議を経て決定するものと決議しております。当事業年度に係る各取締役の個別報酬の額は、2024年12月13日に開催された代表取締役社長湊剛宏氏、社外取締役池田良介氏、社外監査役前田義明氏、同富岡大悟氏、同松本高一氏が出席する役員報酬決定協議にて決定しております。これについては、2024年12月24日開催の取締役会でも承認を得ております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬決定協議の協議内容が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査役については、監査役全員の協議により決定するものとしております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,635千円 (3,300)	45,635千円 (3,300)	-千円 (-)	-千円 (-)	7名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	54,635 (12,300)	54,635 (12,300)	- (-)	- (-)	11 (6)

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の兼職の状況は、「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 水谷 健彦	2024年12月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では特に組織開発について専門的な観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 前田 義明	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 広告宣伝業界における豊富な経験と事業会社での監査役の経験を有しており、幅広い見識から取締役会では積極的に意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査役会においては、議長として議案の審議等に関して適宜必要な発言を行っております。
監査役 松本 高一	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 資本市場に関連する豊富な業務経験と他社の社外役員を歴任した豊富な経験を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤本 冬海	2024年12月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見並びに財務及び会計に係る幅広い知識、他社の取締役を務める企業経営分野での豊富な見識と経験から、取締役会では積極的に意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査役会においては、財務及び会計等に関して適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が2回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 シンシア監査法人

(注) 当社の会計監査人であった東陽監査法人は、2024年12月24日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。  
3. 上記報酬以外に、当事業年度において、前任会計監査人である東陽監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務の報酬1,000千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社とシンシア監査法人は、当事業年度において会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

# 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定します。
- b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っています。
- d) 取締役は、監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもとに監査を受けます。

### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存します。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をします。

### ③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催しています。
- b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めています。

### ④当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 代表取締役社長は、管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させています。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持します。

- b) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築しています。
  - c) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンス管理規程」を定めています。
  - d) 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（コンプライアンス委員会・弁護士）に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努めています。
- ⑤当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) 代表取締役社長は、管理取締役をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置します。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。
  - b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めています。
- ⑥当社の監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 当社は、監査役会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができます。
  - b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとしております。
- ⑧当社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制
- a) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けます。
  - b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役会に報告します。
  - c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役会に報告します。

⑨当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役会への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

⑩当社の監査役会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに所定の手続きに従い、当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施します。
- b) 監査役会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としています。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会規程に基づき、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。

②監査役会規程に基づき、毎月1回の定時監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有しております。監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。

③内部監査担当は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、取締役会及び代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、成長過程にある現段階においては、より一層の事業拡大を目指し、配当資源となる利益の最大化を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当面は配当は実施せず、内部留保を事業拡大に伴う優秀な人材確保や人材育成のために有効に活用していく方針です。

将来的に剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,218,447	流 動 負 債	275,549
現 金 及 び 預 金	868,031	買 掛 金	50,890
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	261,069	1年内返済予定の長期借入金	61,167
仕 掛 品	49,548	未 払 金	48,772
前 渡 金	1,763	未 払 費 用	25,470
前 払 費 用	33,573	未 払 法 人 税	4,731
そ の 他	4,460	未 払 消 費 税	26,465
		前 預 受 収 益 金	9,105
固 定 資 産	91,733	前 預 受 収 益 金	42,037
有 形 固 定 資 産	20,207	預りの金	6,757
建 物	26,456	その他の金	149
減 価 償 却 累 計 額	△11,834	固 定 負 債	132,823
建 物 (純 額)	14,621	長 期 借 入 金	116,623
工 具 、 器 具 及 び 備 品	22,492	資 産 除 去 債 务	16,200
減 価 償 却 累 計 額	△16,906	負 債 合 計	408,372
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	5,585	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	21,170	株 主 資 本	901,845
商 標 権	13	資 本 剰 余 金	284,100
ソ フ ト ウ エ ア	21,157	資 本 準 備 金	274,100
投 資 そ の 他 の 資 産	50,355	利 益 剰 余 金	274,100
投 資 有 価 証 券	411	そ の 他 利 益 剰 余 金	343,687
繰 延 税 金 資 産	22,152	繰 越 利 益 剰 余 金	343,687
そ の 他	27,792	自 己 株 式	△41
資 産 合 計	1,310,180	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△37
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△37
		純 資 産 合 計	901,807
		負 債 純 資 産 合 計	1,310,180

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,547,053
売 上 原 価		739,029
売 上 総 利 益		808,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		881,641
営 業 損 失		△73,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,156	
受 取 配 当 金	3	
そ の 他	167	1,327
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,563	
上 場 関 連 費 用	2,000	
そ の 他	179	3,742
経 常 損 失		△76,033
税 引 前 当 期 純 損 失		△76,033
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530	
法 人 税 等 調 整 額	△12,913	△12,383
当 期 純 損 失		△63,649

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	279,350	269,350	269,350	407,336	407,336	△41	955,995	△11	△11 955,983	
当期変動額										
新株の発行	4,750	4,750	4,750				9,500		9,500	
当期純損失(△)				△63,649	△63,649		△63,649		△63,649	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△26	△26 △26	
当期変動額合計	4,750	4,750	4,750	△63,649	△63,649	-	△54,149	△26	△26 △54,175	
当期末残高	284,100	274,100	274,100	343,687	343,687	△41	901,845	△37	△37 901,807	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～19年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・商標権 定額法により10年で償却しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の事業セグメントは、ブランディング事業のみの単一セグメントですが、当社のサービス領域は「コープレート支援領域」と「リクルーティング支援領域」に分類されます。どちらの領域においても当社は顧客ニーズに応じて主に映像・WEBサイト・グラフィック等制作物を制作納品し、顧客による検収をもって履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから通常短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産に表示しておりました「売掛金」は、新たに契約資産が発生したため、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 22,152千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリングによって、繰延税金資産の回収可能性について判断し、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用によって将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しております。

なお、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、当期において重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。当該判断結果に従い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、回収見込額の算定を行っております。

将来の課税所得の見積額は、過年度利益実績をもとに、翌年以降の採用領域における企業動向や企業向けプランディングの環境及び事業戦略を考慮し、当該利益見込みに見込まれる税務調整を反映し算出しております。

当社の経営環境の変化等による見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	250,000千円
借入実行残高	—
差引額	250,000千円

### (2) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「11. 収益認識に関する注記 (3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

### (3) 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受収益」及び「前受金」に計上しております。契約負債の金額は、「11. 収益認識に関する注記 (3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,433,500株
------	------------

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は14,800株増加しております。

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	45株
------	-----

### (3) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	55,300株
------	---------

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払賞与	6,731千円
法定福利費	973
一括償却資産	189
仕掛品評価損	308
資産除去債務	5,106
未払事業税	1,367
未払事業所税	608
税務上の繰越欠損金	17,839
その他	2,074
繰延税金資産小計	35,198
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,448
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,185
評価性引当額小計	△9,634
繰延税金資産合計	25,564
繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	△3,246
未収還付事業税	△165
繰延税金負債合計	△3,412
繰延税金資産の純額	22,152

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### ・信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ・市場リスク

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ・資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ・資金調達に係る金利リスク

当社は、資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものは含まれておりません。また、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 ( * )	差 額
投 資 有 価 証 券	411	411	—
長期借入金(1年内返済予定含む)	(177,791)	(175,779)	△2,011

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	分	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券					
その他の有価証券					
株式		411	—	—	411

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	分	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定含む)		—	175,779	—	175,779

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

時価は、元利金の合計額と信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ブランディング事業のみの単一セグメントであるため、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、事業支援領域別に分解しております。

(単位:千円)

	コーポレート 支援領域	リクルーティング 支援領域	合計
顧客との契約から生じる収益	1,020,887	526,165	1,547,053
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,020,887	526,165	1,547,053

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	491,448
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	260,892
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	177
契約負債（期首残高）	9,201
契約負債（期末残高）	51,143

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金及び契約資産」に計上しております。契約資産は主に、時の経過に応じて収益を認識したものの中未請求のものに対する権利であります。契約負債は主に、制作物等の納品前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の「前受収益」及び「前受金」に計上しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**12. 1株当たり情報に関する注記**

- (1) 1株当たり純資産額 629円11銭  
(2) 1株当たり当期純損失 (△) △44円63銭

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**14. その他の注記**

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社揚羽

取締役会 御中

### シンシア監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 長 田 洋 和  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 川 開 三  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社揚羽の2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2.監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

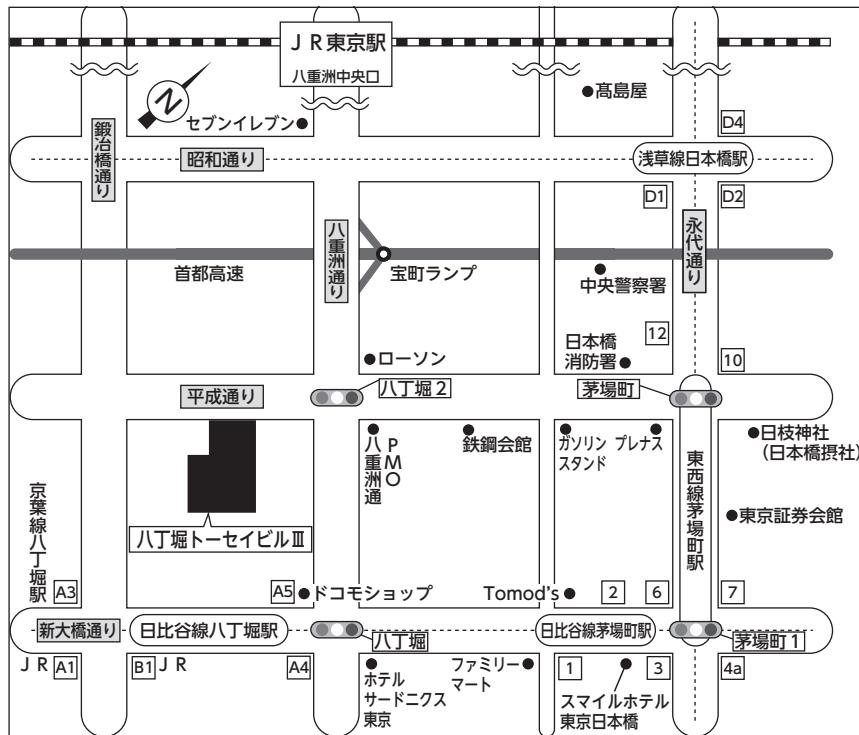
2025年11月21日

株 式 会 社 揚 羽 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 前 田 義 明 ㊞
（社外監査役）
監 査 役 松 本 高 一 ㊞
（社外監査役）
監 査 役 藤 本 冬 海 ㊞
（社外監査役）

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八丁堀二丁目12番7号  
八丁堀トーセイビルⅢ 3階 当社会議室  
TEL 03-6280-3336



●の表示は、目印となる建物や店舗を表しています。

□の表示は、地下鉄等の出口及び出口番号を表しています。

交通 東京メトロ日比谷線八丁堀駅 A5番出口より徒歩約3分  
JR京葉線八丁堀駅 A3番出口より徒歩約5分